

(別添 1)

【鴻巣市】端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数			7, 7 0 2		
② 予備機を含む 整備上限台数			8, 8 5 8		
③ 整備台数 (予備機除く)			7, 7 0 2		
④ ③のうち 基金事業によるもの			7, 7 0 2		
⑤ 累積更新率			1 0 0		
⑥ 予備機整備台数			1, 1 5 6		
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの			1, 1 5 6		
⑧ 予備機整備率			1 5		

※①～⑧は推定値

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和 8 年度 令和 2 年度に整備した端末を更新

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

令和 2 年度に整備した学習者用端末の台数 8, 5 0 9 台について、学校の要望を確認したうえで使用可能な端末は学校配置用の業務端末としての活用やオンライン配信時のカメラ端末等として活用する予定です。また、使用不能端末は、小型家電リサイクル法の認定事業者へ委託するなどし、再利用・再資源化をする予定です。

○端末のデータの消去方法

・自治体の職員が行う

・処分事業者へ委託する ○

○スケジュール (予定)

令和 9 年 1 月 新規購入端末の使用開始

令和 9 年度 使用済端末 (一部) 処分等事業者 選定

使用済端末 (一部) の事業者への引き渡し等